

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

海外居住者のための国民年金

任意加入の手続き

外国に居住している日本人で、①20歳以上65歳未満の人と、②65歳以上70歳未満の人は、国民年金に任意加入することができます。(②の場合、老齢基礎年金の受給資格を満たすことになった人は任意加入できません)。
加入していない人も、海外に居住している20歳以上65歳未満の期間は合算対象期間になります。

【手続きの窓口】

- ①国内協力者(国内で手続きの協力をしてくれる人)がいる人
↓最後に居住していた住所地の市区町村窓口
- ②国内協力者がいない人
↓最後に居住していた住所地を管轄する年金事務所
- ③国内協力者がいない人で、日本国内に住所を有したことがない人
↓千代田年金事務所国民年金課

年金を受けるときの手続き

■年金請求の手続き

国民年金、厚生年金などの年金を受けるためにはご自身で申請手続(年金請求)を行う必要があります。海外で暮らしている人も同様です。まずは年金請求書を取り寄せる必要があります。年金請求書は、日本の年金事務所に連絡して取り寄せることもできますが、日本年金機構のホームページからダウンロードすることができます。ホームページには記入例や必要な添付書類のご案内もあります。

年金請求書の提出先は、国民年金(基礎年金)を請求する場合は、日本で最後に住んでいた市区町村を管轄する年金事務所、厚生年金の場合は最後に勤めていた事業所を管轄する年金事務所となります。提出は、郵送で行うことができます。なお、市区町村では、

海外居住者の年金の請求を受け付けていません。

■社会保障協定を結んでいる国に住んでいる人

現在、日本が社会保障協定を結んでいる国のうち、給付の通算を行っている国(ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド及びルクセンブルク)に在住している人は、日本の年金請求書を、各国の年金制度を実施する機関の窓口へ提出することができます。

【手続きの際に必要な書類】

- ・年金請求書
- ・戸籍謄本
- ・年金手帳
- ・年金振込先の口座など

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル
☎0570-0511165
日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>
☎0166-2711611
年金相談の予約など
☎0166-7215004
役場税務住民課年金担当
☎4-2511
内線116・117
☆4-251103

おたんじょうびおめでとう
まちのたから



はやと
緑町 西本 楓翔 くん

(平成27年11月2日生まれ)

好きな食べ物 ラーメン、イクラ、ブルーベリー

好きなあそび 外遊び全般、ブロック

弟ができてグっとお兄ちゃんになったはやと。最近話も出来るようになってきたね。でもまだまだ甘えんぼうさん。これからも弟思いの優しいはやとでいてね。